

平成30年第5回臨時会

江東区教育委員会会議録

平成30年10月19日（金）

江東区教育委員会

平成30年第5回江東区教育委員会臨時会会議録

- 1 開会年月日 平成30年10月19日(金)午後1時15分
- 2 閉会年月日 平成30年10月19日(金)午後1時28分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 岩佐哲男(教育長)、眞貝裕利子(教育長職務代理者)、松江恒治、橋本俊雄、進藤孝
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、
寺内教育委員会事務局参事 教育センター所長事務取扱、
岩井庶務課長、谷川学校施設課長(整備担当課長兼務)、油井学務課長、
伊藤指導室長(教育センター連絡調整担当課長兼務)、
堀越学校支援課長、池田放課後支援課長、
上原江東図書館長(深川図書館長兼務)

6 報告事項

- (1) 平成31年度当初予算要求について
- (2) 平成30年特別区職員の給与に関する報告及び勧告について

7 審議概要

岩佐教育長 それでは、ただいまより平成30年第5回江東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員をご指名いたします。進藤委員、眞貝委員にお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。報告事項1、平成31年度当初予算要求についてを事務局より説明願います。

庶務課長。

岩井庶務課長 来年度予算の獲得に向けまして、取り急ぎ予算要求内容についてご報告をさせていただくものです。資料1をごらんいただきたいと思います。平成31年度の当初予算要求概要について、新規、レベルアップ事業を中心にご説明いたします。

なお、業務内容や金額はあくまで当初予算要求段階のものでありますので、ご了承願います。

まず、教育費の予算要求概要額についてですが、給与費等を除きまして298億8,007万5,000円で、30年度当初予算比に比べまして約32億円の増、12.2%の増となっております。

次に、小中学校・幼稚園の学級等数及び児童等数についてであります。表の左側にあります（A）が平成31年度に予想される予算要求積算上の児童数、生徒数、真ん中の（B）が平成30年5月1日現在の児童及び生徒数、その右側が30年度と31年度の差し引きということでございます。小学生が751人の増、中学生が278人の増、幼稚園は47人の減ということになってございます。

次に、2、重点課題及び課題解決に向けた取り組みについてですが、ここに記載のあるものは教育委員会事務局が新規、レベルアップ事業として要求を行っている主な事業となっております。

まず新規事業でございます。教職員勤怠管理システム管理事業では、教員の働き方改革を推進するため、区立小・中・義務教育学校に勤怠管理システムを導入いたします。勤怠管理システムを導入することで教職員の出退勤時間を把握するとともに、出勤簿・休暇簿・旅行命令簿等を廃止し、事務の効率化を図ります。

なお、幼稚園におきましても、既存の区の勤怠管理システムに幼稚園職員を追加する形で導入したいと考えてございます。

スクールロイヤー活用事業では、学校・幼稚園や教育委員会事務局が児童生徒を取り巻く問題について、弁護士に相談し法的アドバイスを受けるためスクールロイヤー制度を導入します。法律の専門家である弁護士が、その専門知識、経験に基づき、法的側面から助言を行うことで、訴訟へ発展することや事態の長期化を防ぎ、児童生徒が安心して通学できる環境を整えたいと思っております。

次に、レベルアップ事業でございます。学校安全対策事業では、学校安全の向上を図るため、区立小学校・義務教育学校（前期課程）に児童登下校管理システムを導入します。

学校力向上事業では、青海に開設された「TOKYO GLOBAL GATEWAY」での英語体験活動に、区内全小学5年生・全中学2年生が参加いたします。

部活動振興事業では、顧問業務に従事職員の負担軽減を図るため、部活動顧問を担うことのできる学校職員として部活動指導員を中学校に配置いたします。

スクールカウンセラー派遣事業では、いじめ・不登校の対策としまして、SNSを活用した相談事業を実施いたします。

小学校特別支援教育事業並びに中学校特別支援教育事業では、情緒障害固定学級を平成32年度に小・中学校それぞれ1校設置するため、31年度に設置準備を行います。

小学校校舎維持管理事業並びに中学校校舎維持管理事業では、災害時に避難所となる学校体育館に冷暖房設備を新規に設置し、熱中症対策及び防災機能の向上を図ります。

私立幼稚園等運営費扶助事業では、私立幼稚園及び認定こども園に対する補助を新設いたします。具体的には、資格取得支援事業補助金、遇

改善費補助金、住宅貸付料補助金、特別支援教育事業費補助金の4つになります。

以上が、新規、レベルアップ事業として教育委員会事務局が予算要求を行っている主な事業となっております。

その他の事業要求につきましては、次ページ以降、31年度当初予算要求状況に取りまとめておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

説明は以上となりますが、なお、本資料はあくまでも予算要求段階での内容となっており、全て実現可能となるかは今後の査定次第ということになります。予算獲得に向けて力を注ぎたいと考えてございます。また、査定前の内容ですので、本資料の取り扱いについては十分留意されますようお願い申し上げます。

説明は以上です。

岩佐教育長 それでは、本件について質疑を願います。
松江委員。

松江委員 まず、新規事業でスクールロイヤー活用事業というのがありますけれども、弁護士に相談するということですが、どんなようなことがこの中に入っているのか、中身を教えてもらいたいと思います。

岩佐教育長 指導室長。

伊藤指導室長 スクールロイヤーについてですけれども、学校で起こるいじめや、保護者等のトラブルを法的に解決したり、それをサポートしたりすることを目的としてスクールロイヤーの活用事業を今回申請させていただいております。今、多いのは、保護者から文書回答を求められたり、あるいは保護者同士のトラブルに学校が介在せざるを得なくなったりした場合などに法的な見地を持って公平に対処することによって、迅速な解決や、トラブルの長期化の防止、教員の負担軽減を図ることをねらいとしています。そして、何よりも迅速な解決によって、子供たちが安心して学校生活を送れることにつながるのではないかと考え、スクールロイヤー事業を申請させていただいております。

松江委員 はい、わかりました。

岩佐教育長 よろしいですか。

松江委員 はい。

岩佐教育長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて報告事項2、平成30年特別区職員の給与に関する報告及び勧告についてを説明願います。

庶務課長。

岩井庶務課長 では、資料2のほうをごらんいただきたいと存じます。

去る10月10日に特別区人事委員会は、各区の議長及び区長に対しまして、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。職員の給与に関する勧告を中心に、その概要について御説明いたします。

まず、本年の給与勧告のポイントとしまして、大きく2点ございます。1点目は、月例給に関しまして、公民較差がマイナス9,671円、率にしてマイナス2.46%、特別区職員の給与が民間従業員の給与を上回っているということから、較差を解消するため、給与表を引き下げ改定するものとなっております。給料表の引き下げは、5年ぶりということになります。また、行政系人事・給与制度改革に伴う職務の級の切りかえ後における実態を踏まえ、1・2級の引き下げを強め、管理職の職責の高まり等を考慮し、5・6級の引き下げを弱めるとしてございます。加えて、上位職への昇任を促す観点から全ての級において一部号給の引き下げを弱めることとしてございます。

2点目は特別給であります期末・勤勉手当に関しまして、特別区職員の現行年間支給月数は4.5月となっておりますが、民間の支給割合4.62月を0.12月下回っているため、0.1月引き上げ4.6月とするものとなっております。

なお、支給月数の引き上げ分は民間の特別給における考課査定分の配分状況等を考慮し、勤勉手当に割り振ることとしてございます。特別給の引き上げ勧告は5年連続となります。勧告に伴う平成30年度の影響額は、特別区全体でマイナス87億円の減少で、江東区では約3億1,000万程度の減少となる見込みでございます。

以上が職員の給与に関する報告、勧告の概要となります。しかしながら、今回の月例給における大幅でマイナス勧告は、本年度実施しました行政系人事・給与制度の抜本的な改正が主な要因となっております。中でも、官民較差のラスパイレス方式の比較対象について、切りかえ昇任選考を実施したことによって、特別区全体で約1割の主任、主事が旧3職から新1級職の係員に切りかわった、民間の最も給与の低い係員と比較されたことや、給料表における旧1・2級の統合、統括課長、課長の統合により役職段階が少なくなったことによりまして、これまでも1段階下の民間の役職と比較され、職員が増えたことなど、比較する役職を変えたことによる影響が大きいと考えてございます。

なお、官民較差の比較は行政職給料表(1)が適用される事務、技術

職を対象として行われますが、幼稚園教育職員につきましても、その比較結果に準じた勧告内容となっております。

こうしたことから、特別区人事委員会の勧告につきまして、これまで尊重してまいりましたが、区長会のほうでも意見が分かれ、方針の決定まで至っていないという現状がございます。当然のことながら、特別区職員労働組合連合会、東京清掃労働組合が猛烈な反発を示しており、今後の団体交渉が予断を許さない状況となっております。

なお、結果的に妥結ということになって勧告どおりに給与改定を実施することになった場合には、第4回区議会定例会へ本給与改定について上程を行うこととなり、教育委員会としましては、江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例及び関連する規則の改正について、第11回教育委員会定例会でご審議いただくことになろうかと存じますので、よろしくお願いたします。

次に、資料2ページ、後半の記述になりますが、人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見の以降の内容につきましては、恐れ入りますが、後ほどご確認いただければと存じます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

岩佐教育長 それでは、本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。厳しい勧告ですが、今、説明のあったような状況であります。

それでは、よろしければ、本報告を終了いたします。

以上で平成30年第5回江東区教育委員会臨時会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。